

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○介護実習生に日本語新試験 人材確保に方針転換(2019/3/8 朝日新聞)**

介護分野の外国人技能実習生が働き続けるのに必要な「日本語能力」を測るため、介護に特化した新たな試験が作られることになった。今の試験はハードルが高いとして、実習生を送り出す国側から反発が強い。このままでは不足する介護人材を確保できないと、介護事業の海外進出を進める官民の「国際・アジア健康構想協議会」が7日、年内にも内容を決めて実施すると発表した。

厚生労働省もこの新試験を認可する方針だ。協議会は、試験作成に向けて日本語教育や介護の専門家による検討会を立ち上げ、介護現場に必要な日本語能力の基準作りを進める。

技能実習制度の介護職は、初の対人サービスとして昨年11月に加わった。厚労省は必要な日本語能力を測る物差しに、「日本語能力試験」(国際交流基金など共催)を採用。入国の条件を「N4(ややゆっくりの会話ならほぼ理解できる)」合格とし、1年以内に「N3(日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる)」に受ければ最長5年間働け、不合格なら帰国させられるとした。

昨年9月に決めたばかりだが、働き続けられる条件が1年以内の「N3」合格から、1年以内の新試験の合格に変わることになる。背景には、実習生を送り出す各国からの強い反発があった。日本語能力試験は一般的な日本語力が試され、N3は日本語教室に1年以上通って習得できるレベルとされている。フィリピンの送り出し機関関係者は「ハードルは高く、大半は不合格で帰国させられる。人材の『出し渋り』が起きている」と話す。

このため、人材確保に道筋をつけたい日本政府が事実上方針を転換した形だ。介護関連の日本語であれば仕事をしながらでも身につけ、合格しやすいとの期待もある。協議会は、入国時の日本語能力を測る新試験作成も検討するという。

**○外国人介護職員 条件付きで就労時から配置基準に算定へ(2019/3/18 福祉新聞)**

厚生労働省は6日の社会保障審議会介護給付費分科会で、4月から導入する外国人労働者の新在留資格「特定技能」で働く外国人介護職員について、就労時から介護施設の人員配置基準に算定する方針を明らかにした。

3年間の技能実習を終えた人と同等の介護技能と一定の日本語能力を事前の試験で確認しているため、就労と同時に配置基準に算定する。ただ、介護の安全性確保を徹底するため、一定期間(6カ月間を想定)、日本人職員とチームで介護に当たることを求める。

昨年の改正入管法で創設した特定技能の介護分野では、5年間で最大6万人の受け入れを見込む。日本語能力や介護技能を判定する試験を通過した外国人を受け入れる。通算で5年を上限とし、介護施設で働くことができる。

フィリピンなどとの経済連携協定(EPA)や技能実習制度で来日した外国人は、日本語能力試験で高い語学水準をクリアした場合を除き、働き始めてから6カ月間は配置基準の対象にならない。このほか、分科会ではベテラン介護福祉士らの賃金を引き上げる新加算「特定処遇改善加算」について、算定要件の詳細な対応案を示し、委員は大筋で了承した。

厚労省が示した対応案によると、最も高い賃上げの対象となる「経験・技能のある介護職員」は「勤続10年以上の介護福祉士」を基本としつつ、「勤続10年」の考え方は事業所の裁量で設定できる方針を示した。技能水準や業務内容を勘案して勤続10年に達していない人も対象にできるほか、同一法人内の経験だけでなく、他法人や医療機関での経験も通算することも可能だとした。

## ○介護外国人「即戦力」 特定技能、日本人と同じ扱い(2019/2/21 毎日新聞)

4月からの新在留資格「特定技能」で働く外国人介護職員について、厚生労働省は、「即戦力」として勤務当初から介護施設の人員配置基準にカウントする方針を固めた。技能実習など他の在留資格と異なり、特定技能は事前に介護技術の習得を求めているため、日本人と同じ扱いにする。今年度末までに全国の自治体に通知する。

介護保険制度では、施設の種類や規模に応じて配置すべき医師や介護職員の人数の基準が決まっている。基準を下回ると、サービスに対して支払われる介護報酬が減額される。

厚労省によると、技能実習制度やインドネシア、ベトナムとの経済連携協定（EPA）で来日した外国人は、日本語能力試験で高い成績を修めた場合を除き、研修後に介護現場で働き始めてから半年間は配置基準にカウントしていない。仕事や言葉に慣れるまでの期間として捉えている。

一方、昨年の入管法改正で導入された特定技能は、3年間の技能実習を終了したのと同等の介護技術や一定の日本語能力を試験で確認し、「即戦力」を受け入れる制度だ。ただ、厚労省は利用者とのトラブルを防止するため、就業当初は日本人職員とチームでケアにあたるなどサポート態勢を施設側に求める。

## ○外国人介護職員帰国迫られるケースも 業界から救済求める声(2019/2/26 毎日新聞)

人手不足が深刻な日本の介護業界で経験を積んだ外国人の一部が、4月に導入される在留資格「特定技能」を得られず帰国を迫られる恐れに直面している。経済連携協定に基づき来日した外国人は、介護福祉士の国家試験に合格できないと帰国しなければならないためだ。「特定技能」なら国家資格なしで働けるが、不合格者が帰国せずに移行できる仕組みはない。業界からは救済を求める声が上がっている。

「ご飯はもう食べましたか？」。甲府市の社会福祉法人「日新会」が運営する特別養護老人ホーム「ロイヤルあかし」。インドネシア人の介護職員、ルサディさん（29）が、車いすの女性にこやかに話しかけた。「ううん、まだなの」。女性の顔がほころぶ。

ルサディさんは母国で看護大学を卒業後、EPAの介護福祉士候補者として2014年に来日した。来日後にインドネシア人女性（30）と結婚し、昨年には長女も誕生。「利用者さんとの会話が楽しい。ずっと日本で働いて、家族も呼びたい」と願う。

EPAでは3年間の実務経験後に最大2回、介護福祉士の国家試験に挑戦でき、合格すればずっと日本で働ける。だが、合格率は5割程度の難関で、ルサディさんは昨年は失敗。3月下旬に結果が発表される今年の試験も自己採点では昨年同様で、不合格ならば在留期限の6月までに帰国しなくてはならない。

介護業は「特定技能」の対象業種で、日本語と介護の技能試験に受ければ国家資格なしでも最大5年間働ける。3年間の技能実習を終えたのと同等の技能を求めており、ルサディさんは要件を満たしているとみられる。だが、国はEPAの候補者からの移行を想定しておらず、今年4月に実施する技能試験は海外のみで実施予定だ。いったん帰国して母国で技能試験を受ける道はあるものの、再入国の手続きなどには数カ月かかるという。

こうした人たちを救済する仕組みについて、厚生労働省の担当者は「まだ分からない」としている。日新会にとってルサディさんは貴重な存在で、平島道治理事長は「面倒見がよく、外国人スタッフの指導役になってほしい」と救済を願う。

介護業界の外国人受け入れに詳しい静岡県立大の高畑幸教授（社会学）は「税金を投じて育成してきた人材が日本を去ってしまうのはもったいない。EPAで来た外国人は大卒で日本語能力も高く、日本に残りたい人材を救済する制度を作るべきだ」と指摘する。

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)

担当：伊藤、小中

©一般社団法人

外国人看護師・介護福祉士支援協議会

無断複製・転載を禁ず